

第4章 ニュージーランドにおけるカジノ規制制度に関する実態調査

1. 歴史

1990年まで、カジノ・ゲームは禁止されていた。しかしながら、経済的な理由により、カジノ規制法(Casino Control Act)が制定された。それに基づいて、最初のカジノ施設が1994年11月にクリスチャンチャーチに、2年後の1996年1月にオークランドに2つ目の施設が開設された。さらに4つの施設が現在検討中である。

既設の二つの施設は、規模および様式において相互に異なる。オークランドのスカイ・シティには110のゲーム卓と1,100のスロットマシンがあり、ホテル、劇場、集会場、レストラン・バー、そして世界で最も高い展望台もある。他方、クリスチャンチャーチのカジノ施設は規模も小さく、旧式で、36のゲーム卓、430台のスロットマシン機、2軒のレストラン、3軒のバーがあるにすぎない。

2. カジノ規制法(1990)

カジノ規制法は、以下の目的を果すためにライセンス、監視、統制について明記している。(1)観光、雇用、経済発展を促進する、(2)カジノ・ゲームは公正に行わなければならない、(3)カジノの運営および営業は、犯罪および搾取と無縁でなければならない。

政府は、カジノ規制局(Casino Control Authority)を設置する。6人のメンバーが国(内)務大臣によって任命される。6人のうち1人は7年以上の経験を持つ弁護士でなければならない。あとの5人は有識者があたる。

当局は、カジノ・ライセンスの認可、条件の付与、国務大臣への進言、政策決定等を行う。

国務省事務局は法律が正しく運用されているかについて監視する責任を負う。

カジノ規制局および事務局の費用は、カジノ・ライセンス保持者が支払う徴収金によってまかなわれる。

ニュージーランドでカジノを開くためには、二つの資格(ライセンス)が必要である。カジノ開設資格とカジノ運営資格である。まだ実績がなく、後者の資格を持つ者は少ないことから、外国人が多い。資格を取得するためには、当局に申請し、厳格な審査を受けて発行される。通常、申請・審査には時間がかかり、また費用も高額であり、開設資格は45万ドル(29万米ドル)、運営資格には34万ドル(22万米ドル)が必要となる。

カジノ・ライセンス保持者以外には、株主、支配人がいるが、彼らも当局の認可を得なければならない。その他の従業員は、国務省の事務局の承認を得なければならない。事務局は、彼らの性格、犯罪歴などについて調べ、採用されれば問題ないが、されない場合で、疑問がある場合には、当局に本人が訴え出ることができる。彼らは仕事場ではカジノをす

ることは許可されていない。カジノ・オペレーターは従業員に対して一定の研修を行わなければならない。

原則として365日、24時間オープンしなければならないが、20歳以下の者は入場できないし、当然のことながらカジノゲームに興じることはできない。また、クレジットカードの利用は禁止されている。

すべての記録は7年間保持しておかなければならない。当局の権限は絶大であり、査察、取り消し等を行う。しかし、日常的なチェックは、国務省の事務局検査員によって行われる。

3. カジノが及ぼす社会経済的な影響(AIGRによる報告書：1998)

1994年、1996年と二カ所において開設されたカジノ施設に対して、それらが国民にどのような影響を及ぼしたかについて客観的に調査することを目的として、ニュージーランド政府よりオーストラリア・カジノ研究所に依頼があり実施された。以下、報告書の概要を記す。

Study of the Social and Economic Impacts of New Zealand Casinos: a report by Australian Institute for Gambling Research for the Casino Control Authority in NZ. 1998(AIGR)

Section 1. Introduction

既存の文献、統計、政府の白書、関係機関への聴取、住民対象の調査等により、カジノが及ぼす経済的、社会的、文化的側面の正負の効果を解明する。

社会的影響

Section 2. Participation Levels in NZ Casinos

顧客数、人口動態、カジノ施設への出入り、理由、カジノゲーム行動(頻度、ゲームの型、投入額)、ゲームに耽る積極的な理由、損得

Section 3. Problem gambling

プロブレム・ギャンブルとは、カジノに関わるプロブレム、ギャンブル、カジノ、プロブレム・ギャンブラーの経歴、コミュニティ・サービス機関や治療施設への影響、カジノとプロブレム・ギャンブルとの関係

Section 4. Crime

犯罪の推移(件数、種類、地域)、住民の意識、カジノが非合法的なギャンブルに与えた影響、法執行の効果、州民の反応

Section 5. Community-wide impacts

2つのカジノ施設およびカジノの発展への住民の態度、カジノ推進の方策、カジノギャンブルへの文化的価値・態度、コミュニティ会合の場所としてのカジノ施設の

利用、寄付金の状況、施設の財産価値・使用価値、収入の変化(個人・世帯)、特定の人達(女性、子供、高齢者、障害者、マオリ、その他の少数民族、無職者)への影響、その他の社会的影響(性産業、質屋業)

環境的影響

Section 6. Physical impacts

カジノ建造物の影響、駐車施設、交通渋滞、カジノによる美的、文化的影響

Section 7. Community impacts

交通の影響(車の流れ、渋滞)、地域サービス機関への影響(交通、タクシー)

経済的影響

Section 8. Macroeconomic impacts

カジノによる主たる経済的指標の変化(国庫金、税)、財務への影響、カジノの予想・現実の成長水準、儲けの分布(市民対外国人)

Section 9. Microeconomic impacts

カジノ収入と有益性、卓(テーブル)カジノとマシンカジノの経費、カジノのコミュニティに及ぼす任意の貢献、地域ビジネスへの影響、他のギャンブルへの波及効果

Section 10. Employment

仕事数(予想・現実、直接・間接)、カジノ業務の種類と数(ゲーミング、接待、外国人労働、パート・フルタイム)、カジノ従業員の賃金、周辺産業

Section 11. Tourism

カジノに対する旅行者の態度、カジノ開設以来の旅行者(国内外)の数、カジノに直接・間接に引き寄せられた旅行者の推移、旅行者のカジノによって得た収益、誰がカジノによって儲かったか。

第5章 ドイツにおけるカジノ規制制度に関する実態調査

参考文献・資料：

Kelly, J. Marfels, Ch. and Nevries, H :Germany, pp.371-380.in:International Casino Law(3. edition)

Cabot, N. Anthony, Thompson, N. William, Tottenham, Andrew and Braunlich Carl (eds): Institute for the study of gambling and commercial gaming, 1999.

Arbeitsausschuss Muenzautomaten (Hg.): Rechtsvorschriften fuer

Unterhaltungsautomaten mit Gewinnmoeglichkeit und fuer andere Spiele, 2000.

安藤福郎編著・室伏哲郎監修『世界カジノ白書』（宮殿カジノから船上カジノまで）データハウス（1995）46-50頁。

ドイツの概要：

面積 35万7,000平方キロ（日本の95%）

人口 約8,200万人 （日本の65%）

一人当りGNP 23,560米ドル（日本の75%）

通貨 ドイツマルク DM US\$1=約1.57DM（ただし、2002年からユーロになった。）

言語 ドイツ語

1. 歴史

ドイツには14世紀の公営カジノの記録が残されている。例えば、1378年にフランクフルトに公営のゲーミング・ハウスが開設された（International Casino Law, p371）。

1800年代にも24か所以上のカジノがあったようで、「罪と罰」「カラマーゾフの兄弟」等を執筆したロシアの文豪ドフトエフスキーがバーデン・バーデンやウイスバーデンでルーレットにのめり込んだのは1860年頃であったと言われている（世界カジノ白書46頁）。

ドイツのカジノ（Spielbank）は、1930年代のナチスの時代には、約7万人以上の観光客が来る地域でのみ許可されていた。

2. カジノ法による許可制

現在、連邦内に38カ所のカジノがある。Badと言う地名のつくところに多い。BadはSpaと同じ意味で、温泉・鉱泉の保養地である。ヨーロッパではこういった温泉保

養地や、海・山・湖等のリゾート地にカジノが作られることが多い。

1948年に、ラインラント・プファルツ州がドイツの州として、初めてバード・ノイエナールとバード・デュルクハイムにラインセンス・カジノとフランチャイズ・カジノを開設した。そして、その後、バーデン・ヴェルテンベルグ州、バイエルン州、ヘッセン州、シュレヴィヒ・ホルシュタイン州と開設された。

カジノの許認可は連邦政府ではなく、州の政府が決定する。市や町が運営する公営のカジノもあれば、民間会社のカジノもあり、バラエティに富んだ運営形態である。

3. 連邦法の改正とカジノ場の発展

1993年に連邦法の一部が改定され、伝統的なBad地区でなくてもカジノができるようになり、1978年には首都ベルリンで、1993年にはマグデブルグにエルベ河でのリバーボート・カジノが開業した。また、1990年の東西のドイツの統合により、旧東独の地域、例えば、Sachsen(ザクセン)州、ザクセン=アンハルト(Sachsen-Anhalt)、メッケンブルク=フォルポンメル(Mecklenburg-Vorpommern)などの新しい州にもカジノが登場した。そして、現在では、16州全体でカジノが開設されている。

4. カジノの収益

1991年にはドイツ連邦内の全カジノで13億ドイツマルクの収益が報告されている。カジノの収益税は一定で80%なので、8億マルク(約500億円以上)のカジノ収益税が連邦に納付されたことになる。

カジノの収益税は一定で80%と高率であり、その上、カジノの営業時間中は州の担当官が監察し、営業終了時には即時に税額計算をして当日中に納税させるシステムとなっているため、納税が完了しないと翌日の営業ができない。徴税システムとしては他国に比べ最も厳しくなっている。

5. ドイツにおけるインターネット・ギャンブルの禁止規定

現在、ドイツにおいては、インターネット・ギャンブルを直接禁止する法律はないが、刑法248条(賭博開張罪)が、第1項「官庁の許可なく、公然と賭博(Glueckspiel)を開張し、常設し、又はそのための設備を準備した者は、2年以下の自由刑又は罰金に処する」、第2項「常設的に賭博を開張する団体又は集まりにおいて賭博をなした者は、これを公然となしたものと見なす」、第3項「第1項所定の賭博を、(1)営業したり、又は、(2)常設的に賭博を業とする集団の構成員である者がなしたときは、3月以上5年以下の自由刑に処す」、第4項「(第1項及び第2項の)賭博を公然となすことを宣言した者は、1年以下

の自由刑又は罰金に処す」としており、また、学説においても、第4項によりインターネットによるギャンブルの宣伝・広告・勧誘を行った者も処罰されるとしているので、その範囲内でインターネット・ギャンブルの営業は禁止されていると言われている(Hoyer, 284条、Systematischer Kommentar:StGB, 6. Aufl. 1999, S, 11. Eser/Heine, § 284, in:Schoenke/Schröder:StGB, 26. Aufl. 2001, S. 2300.)

6. 見学によるドイツ・カジノの印象

ドイツにはバーデン・バーデンやヴィース・バーデンのように、カジノとしての歴史が古い所がたくさんある。バート・ホムブルグ(Bad Homburg)のカジノは、1841年にプラン兄弟によって開設された。フランシス・プランは、後にヨーロッパ随一のカジノ・オペレーターとの定評を得て、モナコのシャルルIIIに招聘されたが、当時は開業したばかりのバート・ホムブルグのカジノにどうやって人を集めるかが、プランの手腕にかかっていた。そこで、プランは当時0が2つあったルーレットから1つを削除し、現在のフランス型ルーレットにしてしまった。当然、カジノ側の勝つチャンスは半減したが、このテーブルでナポレオンの甥であるルシアーノ・ボナパルトが大当たりを続け、この噂がヨーロッパ中を駆けめぐり、多数の金持ちや貴族がここへつめかけたのである。プランの考えた宣伝方法は現代カジノPRシステムの手本となっている。

歴史が古くてもカジノが古いお城で開かれるとは限らない。ドルトムントのカジノは、現代建築美が絶讃されているし、ベルリンには現代的なヨーロッパ・センターの中にカジノがある。(前記『世界カジノ白書』46、47頁)

【見学記】

私は、2000年12月に、バイエルン州のGarmisch-Partenkirchenにあるカジノを、2001年9月にハンブルクにあるカジノ(ホテル・インターコンチネンタルの中にある。)を見学した。

(1) バイエルン・カジノ

ここは、ミュンヘン市から車で約1時間のところにあるバイエルン州の有名な保養地にある。バイエルン州警察のカジノ担当官のバイス(Weiss, Paul)氏が、自家用車で案内してくれた。100マルク(約6000円)でたっぷり1時間遊ぶことができた。客筋は、平日だったので観光客が多く、3割ぐらいは中国人(台湾人)のように思えた。

ドイツのカジノの営業時間はカジノによって多少異なるが、午後3時から翌日の午前2時までで、入場料はだいたい5ドイツマルク、入場年齢制限は18歳から21歳以上となっている。入場の際には、IDカード又はパスポートの提示を求められる。

服装規定(ドレス・コード)は、全体的にジャケットアンドタイといったきちんとした服装を要求する所が多く、特に有名とか豪華なカジノでは、場面に負けないドレスを着用すると一層楽しめるようになっている。

しかし、田舎にあるBadのカジノでは、ごく普通のシティ・ドレスで充分(前記『カジノ白書』47頁)と言われるように、正装していった私は、やや拍子抜けの感がした。

(2) ハンブルク・カジノ

ここは、ハンブルクの名物アルスター湖に面したホテルに隣接した瀟洒な建物がカジノ場になっている。したがって、上記のように正装でないと入れない。このカジノには、空港から直行したので、ノーネクタイであったが、レセプションの隣の部屋に貸衣装室があり、日本円にして500円ほどで貸してくれた。

バイエルンのカジノと比べると、洒落たスマートな雰囲気であり、エレベータで2階まで上がり、そこがカジノ場になっていた。

入場年齢制限があり、18歳以上でないと入れない。ルーレットは、10台で賭金最高額2万マルク(約12,000円)までである。

7. 賭博依存症(Spielsucht)の問題性

ミュンヘン大学司法精神医学教室のクルピンスキー博士を訪問して、博士の専門であるゲーム依存症について聞く機会を得た。

参考書として、Meyer, G., U. Bachmann, M.: Spielsucht. - Ursachen und Therapie (Springer), 1999. や Alberti, G. / Kellermann, B. (Hrsg.): Psychosoziale Aspekte der Gluecksspielsucht. (Neuland) 1999. 等を参照した。また、谷岡一郎『ギャンブルフィーヴァー依存症と合法化論争』(中公新書、1996年)もある。

さて、坂本哲史「社会病理としてのギャンブル依存」谷岡一郎・仲村祥一編『ギャンブルの社会学』(世界思想社・1997年)187頁以下では、アメリカ精神医学会の「ギャンブル依存症」の定義を紹介し、以下の10項目のうち5項目以上当てはまると問題があるとしている。

- (1)ギャンブルが生活の中心となる。
- (2)大きな金額を賭けないと、興奮できない。
- (3)ギャンブルをやめると、イライラする。
- (4)トラブルから逃れるためギャンブルする。
- (5)負けるとすぐ別の日に取り返しに行く。
- (6)ギャンブルのため、家族や他人にうそをつく。
- (7)収賄、盗み、使い込みなどの犯罪を行う。
- (8)重要な交友関係、仕事、教育、就職の機会を無駄にする。

(9)借金を返すため、他人や会社に泣きついた。

(10)節制したり、やめる努力を繰り返すが、失敗する。

また、精神科医の町沢静夫氏は、『あなたの隣の”狂気”』(大和書房・1997年)で、「ギャンブル依存症の多くはうつ病的、不安的な人が多く、それを逃れるためにギャンブルにのめり込む」としている。これは、訪問したクルピンスキー教授も同意見であった。

また、Vent, Peter: Spielsucht als Affektregulation. (Klett-Cotta, 1999) 32頁以下では、「嗜癖かノイローゼか」について詳しく論じている。また、彼は、ナルシスティックな性格の持ち主にもギャンブル依存症になりやすい傾向があると指摘している。

8. ドイツにおけるゲーム犯罪(Gaming Crime)

Kelly, J. Marfels, Ch. and Nevries, H., in: International Casino Law (3. edition) 380頁によれば、バイエルン州の首都ミュンヘンとその近郊都市だけで、年間約500万マルクの非合法ギャンブルが確認されており、客の70%がドイツ人であった。

また、バイエルン州警察のバイス担当官によれば、ディーラー(公務員)と客を装ったギャンブラーがグルになり、法外な利益をあげる、プロの詐欺グループが多いという。

また、Vent, Peter: Spielsucht als Affektregulation. (Klett-Cotta, 1999) 100頁以下では、犯罪と結びついたケースに関する「事例研究」があるので参考になる。